

「北の住まいるタウン」検討協議会設置要領

(目的)

第1条 北海道の優位性が活かされ、地域特性に応じ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域である「北の住まいるタウン」の推進に向け、「『北の住まいるタウン』の基本的な考え方」第5章2(2)に基づき、様々な意見を聴取するため、「『北の住まいるタウン』検討協議会」(以下、「検討協議会」という。)を設置する。

(議題)

第2条 検討協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 「北の住まいるタウン」の推進に関すること
- (2) 前号に関連して、必要に応じ市町村等への助言等を行うこと
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討協議会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

2 構成員の任期は、特段の事情がある場合を除き、就任の日から令和5年3月31日までとする。

(検討協議会の運営)

第4条 検討協議会は、必要に応じ建設部長が招集し、主催する。

- 2 検討協議会に座長を置き、建設部長が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 建設部長は、必要に応じ構成員以外の者に対し、出席を求め意見を聴くことができるほか、市町村等への助言を行うよう求めることができる。

(検討協議会の期限)

第5条 検討協議会は、令和5年3月31日まで設置するものとする。

(事務局)

第6条 検討協議会の事務局は、北海道建設部建設政策局建設政策課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年 9月 3日から施行する。

この要領は、令和4年 7月 6日から施行する。

この要領は、令和4年10月19日から施行する。